

石川県立大学と野々市市との包括連携に関する協定

石川県立大学（以下「大学」という。）と野々市市（以下「市」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 大学及び市は、相互に密接な連携協力を図りながら、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域づくりに寄与するとともに、学術の振興を図ることを目的として、この協定を締結する。

（連携協力事項）

第2条 大学及び市は、次に掲げる事項について相互に連携協力を図るものとする。

- (1) 産業振興及び環境に関する事項
- (2) 教育・研究及び文化並びにスポーツの発展と振興に関する事項
- (3) 地域コミュニティーの発展に関する事項
- (4) その他、この協定の目的を達成するための事項

（協議会の設置）

第3条 大学及び市は、この協定に基づき連携協力をして行う事業の実施について協議するため、県立大学と野々市市の包括的連携に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会に関し、必要な事項は別に定める。

（守秘義務）

第4条 大学及び市は、この協定に基づく活動において知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年を経過する日の属する年度の末日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了の日の2月前までに、大学又は市から申し出がない場合は、更に5年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、大学及び市が協議の上、定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、大学及び市がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成24年12月21日

石川県立大学長

松野 隆一

野々市市長

栗貴章

